

令和7年8月3日 執 行
横浜市長選挙

選挙公報掲載申請のしおり

横浜市選挙管理委員会

[このしおりを利用される方へ]

このしおりは、選挙公報掲載申請の手続、掲載文原稿の記載方法、掲載写真について注意すべき事項及び横浜市選挙管理委員会からのお願いをおさめたものです。

選挙公報の掲載申請をされる方は、このしおりを十分に御覧になったうえで申請をしてください。

なお、このしおりの記載内容について不明な点がありましたら横浜市選挙管理委員会にお問い合わせください。

《目 次》

[I]	選挙公報掲載申請の手續	1
[II]	掲載文記載上の注意	3
[III]	掲載写真の注意	9
[IV]	電子データによる掲載文等の提出について	11
[V]	音声読み上げ用電子データ原稿について（希望する場合）	13
[VI]	掲載文原稿の事前相談について（お願い）	14
	選挙公報掲載文原稿記載例	16
	選挙公報掲載申請書	17
	選挙公報点字・録音版作成に関するお願い	18

[I] 選挙公報掲載申請の手続

1 掲載文の申請

(1) 掲載文の掲載申請は、候補者届出をした後、7月20日午後5時までに横浜市選挙管理委員会に対して行ってください。この日時以後においては、申請があっても受理できません。

受付の際、訂正をお願いすることもありますので、できるだけ早めに提出するようにしてください。また、その場で訂正に応じられるように候補者又は代理人が直接お持ちください。その際、候補者の印鑑を忘れないようにお願いします。

なお、申請期間が僅か1日間しかないため、横浜市選挙管理委員会では、事前相談を行いますので、早めに御相談ください。

(2) 選挙公報掲載文や写真の提出は、①紙原稿及び写真現物で提出する方法、②電子データで提出する方法の2種類の方法があります。

従来の紙原稿及び写真現物で提出する方法を中心に説明しますが、電子データで提出する場合は「[IV] 電子データによる掲載文等の提出について」(P11~13) も必ず確認ください。

(3) 提出書類

ア 選挙公報掲載申請書 … 1通

イ 選挙公報掲載文 …… 1通

ウ 写真(希望する場合) … 1枚 候補者本人の無帽、正面向き上半身の白黒版写真で、規格は縦9cm、横6.5cm。

(原稿用紙に写真を貼り付けないでください。)

※9ページの〔III〕掲載写真の注意をよくお読みください。

(4) 掲載文は、必ず横浜市選挙管理委員会が交付した原稿用紙によって作成してください。

(5) 提出された原稿は、お返しいたしません。

(6) 選挙公報掲載文を印刷会社などで印刷する場合や、写真の現像等には時間を使うこともあるようですのでなるべく早く準備を進めてください。

(7) 選挙公報の内容を視覚障害の方にお知らせするため、横浜市ホームページの音声読み上げ機能を利用することができます。

この機能の利用を希望する場合は、読み上げソフトに対応した電子データ原稿を提出いただく必要があります。

後述する「[V] 音声読み上げ用掲載文原稿について（希望する場合）」(P14～15)を御確認の上、別途電子データ原稿の提出をお願いします。

なお、この音声読み上げ対応の電子データ原稿と選挙公報掲載文の電子データ原稿は別のものとなります。

2 掲載文の修正

(1) 提出した掲載文を修正しようとするときは、7月20日午後5時までに横浜市選挙管理委員会に修正の申請をしなければなりません。

(2) 提出書類

ア 選挙公報掲載文修正申請書（任意様式）… 1通
イ 選挙公報掲載文（修正したもの）……… 1通

3 掲載文の撤回

(1) 提出した掲載文を撤回しようとするときは、7月20日午後5時までに横浜市選挙管理委員会に撤回の申請をしなければなりません。

(2) 提出書類

選挙公報掲載文撤回申請書（任意様式）… 1通

4 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序をきめるくじは、7月20日午後5時10分から横浜市選挙管理委員会室で行います。候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

5 以上のはか、不明な点は横浜市選挙管理委員会へお問い合わせください。

[Ⅱ] 掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から申請のあった掲載文を、そのまま写真製版で印刷します。掲載文の作成には、いくつかの制限がありますので、次の事項については十分御注意ください。

1 一般的注意事項

選挙公報の原稿を作成するにあたっては、その内容に次に掲げるような事項の記載がないよう特に注意してください。

(1) 選挙公報の品位をそこなう記載

他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載をしないでください。

(2) 虚偽事項の記載

職業、経歴、政党その他の団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽の事項を記載しないでください。

(3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載

(4) 利害誘導にわたる記載

(5) 他の候補者(他の選挙における候補者を含む。)の選挙運動にわたる記載

2 原稿用紙の用い方

(1) 原稿用紙は、横浜市選挙管理委員会の交付した原稿用紙のほかは使用することができません(原稿用紙は予備を含めて2枚交付しますが、提出するのは1枚です。)。

(2) 原稿用紙の大きさは実際に選挙公報に掲載されるものと同一の大きさです。

(3) 掲載文は枠内に記載しなければなりません。枠外にかかれた部分は掲載されません(印画紙などに印刷した原稿による場合は、枠内にはりつけてください。)。

(4) 氏名欄には、候補者の氏名(選挙長が認定した通称があるときは、その通称)を記載しなければなりません。また、氏名欄には、候補者の氏名、年齢、職業及び所属党派に関すること以外は、記載することができません。

(5) 原稿用紙の青色の部分(方眼目)は選挙公報には印刷されません。方眼の枠は、ペン又は毛筆で記載する場合の便宜のために印刷されているものですから、特にこれにとらわれる必要はありません。

(6) 原稿用紙に写真用の枠は書き入れないでください。

3 記載の方法

(1) 字数

掲載文の字数制限はありません。

ただし、あまり字数を多くすると文字が小さくなり、印刷が不鮮明になるおそれもありますので御注意ください。

(2) 氏名欄中に使用できる文字等

ア 通常文章に使用する文字

漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの文字、数字

※通常使用する文字に網掛け等の処理をした文字を含みます。

イ 記号、符号及びけい線

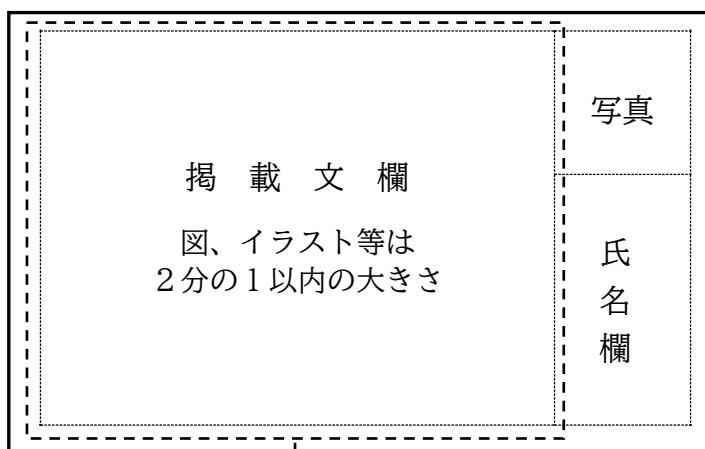
(3) 掲載文本文中に使用できる文字等

ア 通常文章に使用する文字

イ 通常文章に使用する文字以外の文字

ウ 記号、符号及びけい線

エ 図、イラストレーション及びこれらの類



《各欄のサイズ》
・写真欄 …… 縦4.5cm×横3.5cm
・氏名欄 …… 縦6.5cm×横3.5cm
・掲載文欄 …… 縦11cm×横14.5cm

掲載文を記載することができる面積

注) 図、イラストレーション及びこれらの類の合計面積は、写真・氏名欄を除く掲載文を記載することができる面積の概ね2分の1を超えてはなりません。

(4) 使用できないもの

- ア 氏名欄中には、通常文章に使用する文字以外の文字、図、イラストレーション、写真を使用することはできません。
- イ 掲載文本文中には、前記(3)ア、イ、ウ、エ以外のものは使用できません。
従って、本文中に写真は使用できません。

《記載上の特に注意すべき事項》

	記載内容の制限	使用できる文字等
氏名欄	・氏名、年齢、職業及び所属党派に関すること以外の記載は不可	・通常文章に使用する文字 ・記号、符号及びけい線
掲載文欄	・図、イラスト等は掲載文欄の2分の1以内の大きさ ・写真は不可	・通常文章に使用する文字 ・通常文章に使用する文字以外の文字 ・記号、符号及びけい線 ・図、イラスト等

★掲載文中に使用できる文字等

(1) 通常文章に使用する文字

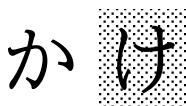
漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの文字、数字

※通常使用する文字に網掛け等の処理をした文字

(白抜き文字)



(網掛け文字)



(立体的な文字)



(2) 通常文章に使用する文字以外の文字

(3) 記号、符号、ふりがな及びけい線

①記号、符号

くりかえし

(例) ャ、〃、ゝ、ゝ

括弧(丸)付き数字

(例) (1)、(一)、①

単位等

(例) №、￥、%

括弧類

(例) ()、《 》、「 」

その他

(例) ○、●、◎、△、■、◇

②ふりがな

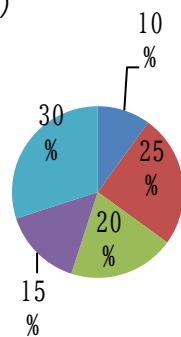
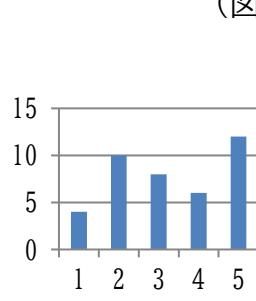
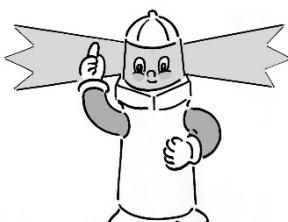
③けい線

(例) _____、_____、_____、_____

(4) 図、イラストレーション及びこれらの類

(イラストレーション)

(図表)



※政党ロゴ、又はその一部

4 筆記具の種類とその用い方

筆記具は活字、ペン又は毛筆のほかは、使用することはできません。また黒色以外は印刷できませんから必ず黒色で記載してください。

なお、印刷会社などで印画紙に印刷した掲載文原稿は、他の筆記具による原稿より、一般に印刷の刷り上がりが良いようです。

パソコン等で作成し、市販のプリンターで印刷した原稿は、文字(特に網掛けやイラスト部分)が不鮮明になることがありますので御注意ください。また、小さな文字、字画の多い文字、太いゴシック文字や2次元バーコードは印刷が不鮮明になることがあります。

(1) 活字を使用する場合

- ア 掲載文は、あまり小さい活字(特にふりがな)を使用しますと不鮮明になりますから御注意ください。また、極端に大きい字(ベタ塗り部分の多い字)はインクが飛び散りやすくなって印刷が汚れますので御注意ください。
- イ 読みやすい政見(公報)とするため、原稿の枠内一杯に記載しないで、上下左右に少し空間をとって(余白を作つて)ください。
- ウ 必ず黒インク(印刷用)を用いてください。
- エ 文字やイラストをグラデーションで表現する場合、印刷が不鮮明になるおそれがあります。
- オ コピーしたものを原稿として使用しますと不鮮明になるおそれがあります。
- カ 2次元バーコードは読み取れない恐れがあります。選挙公報に掲載を希望する場合には、1.3cm四方以上の大ささにしてください。

(2) ペン又は毛筆を使用する場合

- ア あまり小さい字(特にふりがな)を記載しますと印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になるおそれがありますから御注意ください。また、極端に大きい字(ベタ塗り部分の多い字)も、インクが飛び散りやすくなって印刷が汚れますから御注意ください。
- イ 読みやすい政見(公報)とするため、上下左右に少し空間をとって(余白を作つて)ください。また、方眼の枠を利用する場合、方眼の枠には行間をとっておりませんので、文字をぎっしりつめると、読みにくくなります。
- ウ 必ず濃い黒インク又は墨汁を用いて記載してください。

(3) 訂正の方法

- ア 訂正は白紙又は欄外余白の原稿用紙の一部を切り取ったものをはがれないようにしっかりとはってください。
- イ 印画紙などに印刷した掲載文原稿は、訂正した部分が他の記載面と凹凸が生じないようにしてください。
- ウ 訂正をしたときは、当該上部欄外に訂正をした字数をしるし、認印を押してください。

(4) 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損したため再交付を求めたいときは、該当区選挙管理委員会へ申し出てください。

5 その他

- (1) これらの注意事項に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は記載した文字が著しく小さい場合若しくは著しく大きい場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは候補者に対し当該文字の記載の訂正を求めることがあります。その求めに応じない場合は、職権によって必要な訂正をすることがあります。
- (2) 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することができません。
- (3) 原稿用紙には、折目やしみをつけないようにして注意して提出してください。

[Ⅲ] 掲載写真の注意

1 提出枚数

選挙公報掲載申請書に添えて1枚(白黒版)を提出してください。

掲載文原稿用紙には、貼り付けないでください。

なお、掲載文中に写真を使用することはできませんので御注意ください。

2 規 格

提出する写真の規格は縦9cm、横6.5cmです。なお、写真の外側が縁取り(枠取り)してある場合は、縁取り(枠取り)の内側の規格が縦9cm、横6.5cmでなければなりません。

3 撮影上の注意

(1) 写真是、なるべく専門のスタジオ(写真館)で撮影してください。

(2) 写真是、無帽、正面向き、上半身像(胸部まで写っているもの)となるように撮影してください。

(3) 被写体のバックは、無地とし、色はうすい灰色としてください。

なお、カラー写真是用いないでください。

4 撮影年月日の制限

提出する写真是、選挙期日前6箇月以内(令和7年2月3日以降)に撮影したものに限られます。

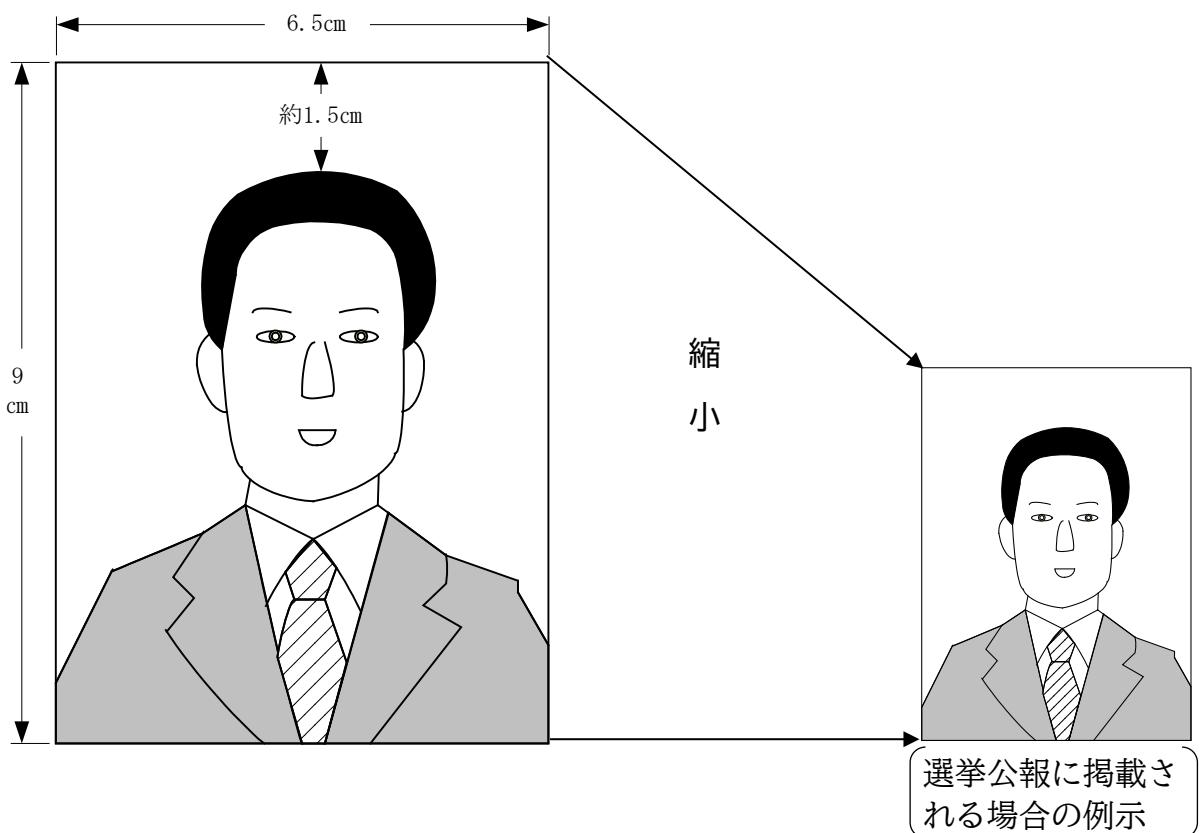
5 写真的裏面への記載事項

写真的裏面には、候補者の党派、氏名、撮影年月日及び選挙区を記載してください。

なお、記載にあたっては強く筆圧をかけないようにしてください。

6 選挙公報に掲載する場合の写真の規格等

提出していただくのは左側の図の規格の写真です。選挙公報に掲載する段階で右側の図の規格に縮小されます。



«撮影の際、特に注意していただくこと»

- ①人物の大きさはおおむね図の例によってください。あまり顔をズームアップしそうした写真は印刷のための縮少が技術的に不可能となり、撮り直しをお願いすることがあります。
- ②選挙公報に印刷した時、鮮明に刷り上がる写真はコントラストのはっきりした写真です。服装の色や人物の背景に御配慮をお願いします。コントラストのない薄い写真は、印刷すると人物の頭髪やその他の部分が消えてしまったりしますので特に御注意ください。

[IV] 電子データによる掲載文等の提出について

掲載文を電子データで提出する場合の規格等は、次のとおりとしてください。

1 選挙公報掲載文の電子データの規格等

(1) ファイル形式 PDF/X-1a

次の代表的なDTPソフトを使用して選挙公報原稿を作成してください。

- ・Adobe Illustrator CS4(CreativeSuite4) ~ CC(CreativeCloud)

上記ソフトで作成した原稿は、フォントをアウトライン化し、ファイル形式をPDF/X-1aに変換して提出します。

(2) 原稿

ア サイズ

- ・原稿用紙外枠 たて 120mm×よこ 190mm

(原稿用紙の外枠線は再現しないでください。)

- ・写真欄 たて 45mm×よこ 35mm

- ・氏名欄 たて 65mm×よこ 35mm

- ・掲載文欄 たて 110mm×よこ 145mm

イ 色及び画像解像度

- ・黒 CMYKモード「K(スミ)」

(「K」以外の色を使用した原稿は、印刷が不鮮明になるため使用できません。)

- ・画像解像度 グレースケール350dpi又は2階調1200dpi

ウ 注意事項

横浜市選挙管理委員会は公職選挙法上、電子データを編集（拡大・縮小、再配置等）することができません。掲載文の電子データは、必ず、印刷し次の項目を確認のうえ、提出してください。

- ・本文及び氏名欄は、原稿用紙外枠内に、配置されている。

- ・原稿用紙外枠外に、不要なデータはない。

- ・印刷した原稿の枠や各種欄のサイズは、横浜市選挙管理委員会作成の選挙公報原稿用紙と同一である。

- ・印刷した原稿と「DTPソフトの最終稿」にイラスト配置や行間・字間のズレや文字抜け・文字化けがない。



2 写真

写真是、1～2MB程度の容量のJPEG形式のファイルとし、原稿に貼り込まずに提出してください。

3 提出方法等

- (1) 掲載原稿は次の方法で提出してください。
- ア 「掲載文」、「写真」の電子データを保存したCD-ROM 1枚
 - イ 「掲載文」の電子データを、拡大縮小せずにA4版に印刷したもの 2枚

- (2) 各データのファイル名等は次のとおりとしてください。

- ア 掲載文：「候補者氏名 所属政党等 選挙公報原稿.pdf」
例) 横浜太郎 ○○党 選挙公報原稿.pdf
- イ 写 真：「候補者氏名 所属政党等 撮影年月日.jpg」
例) 横浜太郎 ○○党 令和7年7月1日撮影.jpg

- (3) 「掲載文」の電子データをA4版に印刷したものには、用紙右上に「氏名 所属政党等」を記載してください。

※一度提出した掲載文等を修正する場合は、ファイル名の最後に、「(○月○日修正)」と記入してください。

(4) その他

- ア 事前相談時に、「Adobe Illustrator」のどのバージョンで作成したのか、お聞きしますので、事前に確認しておいてください。
- イ 掲載文を電子データで提出する場合も、原稿用紙による提出と同様に、「選挙公報掲載申請書」と印鑑を持参してください。

4 その他

提出していただいた記録媒体はお返ししません。

[V] 音声読み上げ用電子データ原稿について (希望する場合)

1 概要

選挙公報については紙原稿による提出、又は電子データによる提出に関わらず、横浜市ホームページで、音声読み上げ機能を利用してその内容を視覚障害者の方に音声でお知らせすることができます。

この機能の利用を希望する場合は、以下のとおり読み上げソフトに対応した電子データ原稿を提出してください。

なお、この音声読み上げ機能は、従来から作成している選挙公報の録音版「選挙のお知らせ」とは別のものです。

2 提出形式

市ホームページの音声読み上げ機能を利用するため、フォントをアウトライン化していないPDFファイル(PDF/X-1a形式)を別途作成し提出してください。

3 提出物等

(1) 提出物

「音声読み上げ用掲載文」の電子データを保存したCD-ROM 1枚

(2) データのファイル名

「氏名 所属政党等 音声読み上げ用原稿.pdf」

例) 横浜太郎 ○○党 音声読み上げ用原稿.pdf

(3) その他

事前相談時に、「Adobe Illustrator」のどのバージョンで作成したかをお聞きしますので、事前に確認しておいてください。

4 その他

提出していただいた記録媒体はお返ししません。

[VI] 掲載文原稿の事前相談について（お願い）

1 掲載文原稿の事前相談

事前相談とは、6月30日(月)から7月16日(水)までの間（土曜日、日曜日を除く）、掲載文原稿の御相談を受けたうえで、当該原稿を事前にお預かりするものです。申請期間は、僅か1日（7月20日(金)）ですので掲載申請が間に合わないおそれも出てきますから、できるだけこの制度を利用して早めに御相談ください。

なお、掲載文原稿の御相談を受けた際訂正をお願いすることもありますので、訂正に応じられるように立候補予定者の印鑑を忘れないようにお願いします。

2 事前相談の場所

事前相談は、横浜市選挙管理委員会事務室（横浜市役所内）において行います。

3 事前相談の時間

6月30日(月)から7月16日(水)までの間（土曜日、日曜日を除く）の次の2つの時間帯に行います。

- ①午前9時30分から11時30分までの間
- ②午後1時30分から4時30分までの間

4 お持ちいただく書類

事前相談に、お持ちいただく書類は、申請期間内における提出書類とまったく同じです。

- ①選挙公報掲載申請書 … 1通（掲載写真1枚を添える）
- ②選挙公報掲載文原稿 … 1通

選挙公報掲載申請書、掲載写真、選挙公報掲載文原稿の記載要領等については、前記I、II及びIIIを参照してください。

5 選挙公報掲載申請書の返還

事前相談が終了した方には、選挙公報掲載申請書に選挙公報掲載文原稿及び写真を市選挙管理委員会が保管している旨の表示を行い、その場でお返しいたします。

この申請書を、立候補届出受理後提出してください。

6 事前相談をされた方の申請期間内における掲載申請

事前相談は、あくまでも選挙公報掲載文原稿を事前に相談したいということにすぎませんので、申請日（7月20日午後5時まで）に先にお返しした選挙公報掲載申請書を必ず提出してください。提出がないと、選挙公報には掲載することができません。

7 通称使用の認定を受けた場合の取扱い

立候補の届出において通称使用の認定を受けようとする方は、氏名欄に通称を記載してください。この場合、通称使用の認定を受けられなかったときは、市選挙管理委員会が預かっている掲載文原稿に代えて本名を記載した掲載文原稿を提出していただくことになりますので、あらかじめ御注意ください。

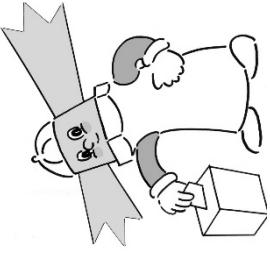
選挙公報掲載文原稿記載例

選挙区	横浜市長選挙
候補者氏名	横浜 太郎
連絡場所	横浜市 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇
連絡者氏名	横浜 二郎

◇ 明るい選挙運動と民主政

明るい選挙の実現は、選挙だけを取り離して、いかにその重要性を強調しても期し得るところではない。

選挙は、現実の政治行政と結びついて、国民に意識されなければならない。



公職選挙党
OOOOOO No.11

公職選挙党

横浜 太郎

五十歳

(写真)

検索

横浜 太郎

選挙と政治行政に対する自覚

- 選挙に対する自覚は、政治行政に対する自覚のひとつ現れである。
- 政治行政を意識せずに選挙を意識するとすれば、それは勝負事、見世物、賭事としてすぎない。
- 勝負もスポーツなら、スポーツマン・シップが問題とされ、ルールが絶対の条件とされる。

※受付日時	※受付番号	※通称	※受付者	横浜市選挙管理委員会
令和 年月日午前時 分	有・無			

備考1 氏名欄には選挙長が認定したときは、その通称を記載してください。
 備考2 ※印の欄は、記入しないでください。

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

横浜市選挙公報に関する条例第3条の規定により選挙公報の掲載を受けたいので次のとおり申請します。

1 掲 載 文 (電子データ又は原稿) 1 通

2 写 真 (電子データ又は印画紙) 1 枚

3 連 絡 先

(1) 連絡者氏名 _____

(2) 連絡場所 _____

(3) 電 話 番 号 _____

令和 7 年 7 月 20 日

候 補 者 _____

(届出先)

横浜市選挙管理委員会委員長

- 備考 1 写真は、選挙の期日前6か月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き上半身像のもので縦9cm×横6.5cmのものとし、裏面に候補者の党派、氏名、撮影年月日及び選挙区があるときはその選挙区名を記載してください。
2 写真は、掲載文原稿用紙にのりづけしないでください。
3 候補者本人が届け出る場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙公報点字・録音版作成に関するお願ひ

横浜市では、立候補者の皆さまの政見を視覚障害の方にお知らせするため、NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会作成の「選挙のお知らせ（会報「浜視協」号外）」を購入し希望者に配付しています。

つきましては、次の事項について御協力をお願いします。

<候補者の皆様へのお願ひ>

- 選挙公報の原稿を提出いただく際、読み順や振り仮名（固有名詞や読み方が不明なものなど）を確認させていただきます。
あらかじめ、読み順（丸数字）を決めておいていただくようお願いします。
- 句読点や図、イラストなどは点訳及び録音しません。
- できるだけ早めに、事前相談にお越しいただき、原稿の提出についてご協力をお願いします。

